



子育て・教育

妊娠・出産

妊娠出産・育児

問 健康づくり課 ☎048-553-0053

子育て包括支援センター(保健センター内)

「赤ちゃんコンシェルジュ」の助産師が妊娠・出産・育児のご相談をお受けします。

妊娠届と母子健康手帳

妊娠したら、健康づくり課に妊娠届を提出し「母子健康手帳」の交付を受けてください。この手帳は、妊娠健診、ママパパ教室、乳幼児健診、予防接種を受けるときに必ず必要です。大切に保管してください。

ママパパ教室

お母さんになる方とその家族を対象に、妊娠・出産・育児などについて学ぶ教室を開催しています。

こんにちは赤ちゃん事業(乳児産婦訪問事業)

赤ちゃんが生まれたら、助産師、保健師が家庭を訪問し、赤ちゃんの体重測定や育児相談を行います。妊婦健康診査助成券に添付されている「出生連絡票」の提出をお願いします。

乳幼児健診

お子さんの健やかな成長のために、乳幼児健診を行います。対象者には通知します。

健診名	対象	内容
4ヶ月児健診	4ヶ月～7ヶ月未満	問診、身体測定、内科診察など
1歳6ヶ月児健診	1歳6ヶ月	問診、身体測定、内科診察、歯科診察、保健相談など

健診名	対象	内容
2歳児歯科健診	2歳6ヶ月	問診、身体測定、歯科診察、歯科相談、フッ化物塗布(希望者のみ)など
3歳児健診	3歳6ヶ月	問診、身体測定、内科診察、歯科診察、尿検査、視聴覚検査、保健相談など

離乳食教室(初期・中期・後期)

4～11ヶ月のお子さんとその保護者を対象に離乳食についての教室を開催しています。

赤ちゃんや育児のこと困ったら

赤ちゃんや幼児に関する相談の場として、乳幼児相談を実施しています。身体測定、発達の観察、育児相談、栄養相談などを行っています。また、電話相談、オンライン相談も随時受け付けています。

予防接種一覧(令和4年4月1日現在)

お子さんを病気から守るために、予防接種を行います。対象者には通知します。
詳細は市ホームページをご覧ください。

種類	対象
ロタ	ロタクリックス(1価)
ウイルス	ロタテック(5価)
B型肝炎	生後6週～32週未満
ヒブワクチン	生後0ヶ月～1歳未満
小児用肺炎球菌	生後2ヶ月～5歳未満
四種混合	生後3ヶ月～7歳6ヶ月未満
BCG	生後0ヶ月～1歳未満
麻しん・風しん	第1期 第2期
水痘	1歳～3歳未満
日本脳炎	第1期 第2期
	1歳～2歳未満 年長児 9歳～13歳未満

種類	対象
二種混合	11歳～13歳未満 小学生～高校1年生相当の女子
子宮頸がん	定期対象者 高校2年生相当～平成9年4月2日生まれの女性 ※令和7年3月31日まで接種可能 詳細は、市ホームページをご覧ください。
キャッチアップ対象者	

不妊治療費等助成事業(令和4年4月1日現在)

不妊治療などにかかった費用の一部を助成します。

詳細は市ホームページをご覧ください。

児童扶養手当支給額(月額)	
子どもの人数	月額(全部支給)
1人	43,070円
2人	+10,170円
3人以上	+6,100円
	月額(一部支給) 43,060円～10,160円 1人の月額+10,160円～5,090円 2人の月額に、1人につき6,090円～3,050円を加算

※前年(1月から9月までの申請については前々年)の所得が一定額以上の場合には所得制限により支給されません。

特別児童扶養手当

精神または身体に一定の障害がある20歳未満の児童を養育している方に支給されます。

支給額 ▶1級…児童1人につき 月額52,400円

▶2級…児童1人につき 月額34,900円

ひとり親家庭等児童養育手当

父もしくは母、または父母の双方がない義務教育就中の児童を養育している方に支給されます。

支給額 ▶父もしくは母、または父母の双方が死亡した児童 1人月額6,000円

▶父母の離婚、または母が婚姻によらず出産した児童 1人月額3,000円

※前年(1月から7月までの申請については前々年)の市町村民税の所得割が課税されている場合には支給されません。

子育て

手当て・助成

問 子ども未来課

児童手当

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限額以上所得上限額未満の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給しますが、所得上限額以上の場合には支給されません。

児童扶養手当

父母の離婚、父または母の死などによって父または母と生計を同じにしていない児童を養育している方や、父または母に一定の障害のある児童を養育している方に、児童が18歳になった年の年度末まで(児童が政令で定める障害があるときは20歳まで)支給されます。ただし、申請者などが公的年金を受けることができるときは、手当額の全部または一部が支給されません。

公衆衛生の豆知識

出典 首相官邸ホームページ「正しい手の洗い方」
(https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html)より加工・編集して作成

